

## もくじ

### 京都府議会 2024 年 6 月定例会

浜田よしゆき議員の一般質問（6/17）	1
水谷修議員の一般質問（6/20）	9
他会派の一般質問項目	15

●京都府議会2024年6月定例会で、日本共産党の浜田よしゆき議員、水谷修議員が行なった一般質問の概要を紹介します。

## 浜田よしゆき議員（日本共産党・京都市北区） 2024年6月17日

### 能登半島地震の教訓を踏まえた被害想定や災害支援の見直しを

**【浜田議員】** 日本共産党の浜田よしゆきです。知事並びに関係理事者に質問します。

まず、能登半島地震の教訓を京都府の施策にどう生かすかという問題です。

わが会派は、4月21日～22日に、能登半島地震の被災地支援のボランティアに参加し、日本共産党石川県委員会の秋元県委員長らから、被災地の現状と復興の取組についてお聞きしました。「水道業者の不足から個人宅の配管が壊れたままになっている」、「家屋の解体が一部しか進まず、がれきの中で暮している」、「医療・介護の現場では、患者さんや高齢者が帰ってこないのが経営が成り立たない」、「漁港が隆起して船も出せず、漁業は再開のめどがない」など、震災発生から3ヶ月半以上上っているのに、深刻な状況にあることをお聞きしました。それから2ヶ月近くたちましたが、いまだにがれき処理や被災家屋の公費解体が進んでおらず、生活と生業再建の大きな障害になっています。上水道が復旧しても、下水道や宅地内配管の損傷等により、実質的には水が使えないところが多数残されています。復旧の遅れの最大の要因は、マンパワー不足や公的支援の遅れだということを実感しました。あらためて、大阪・関西万博を予定通り開催するために、お金や人や物を集中していいの、ということを感じました。少なくとも、万博は延期もしくは規模を縮小して、万博にいま集中しようとしている金や人や物を、まずは被災地の復興のために、優先的に回すべきです。

そのうえで、被災者の生活再建の支援制度の拡充についてお聞きいたします。

2月議会の予算特別委員会総括質疑で、私が「能登半島地震を踏まえて、京都府の地域再建被災者住宅支援事業を直ちに拡充すべき」とただしたのに対して、知事は「引き続き国に対しては、各種支援制度の拡充を求めるとともに、今回の国や石川県の特例制度なども材料として、被災者住宅支援事業の運用についても研究をしてみたい」と答弁されました。

国の被災者生活再建支援制度については、昨年7月に全国知事会が「適用範囲をすべての被災区域が支援の対象となるよう見直す」「支給額増額、適用条件の緩和や国庫負担の強化」などを提案・要望しています。しかし、今回の能登半島地震においては、同支援制度を拡充させるのではなく、厚労省所管の「新たな交付金制度」の創設にとどまりました。また、京都府の令和7年度国の施策及び予算

に対する政策提案では、支援対象の拡充は要望されていますが、支援額の増額は要望されていません。あらためて、全国知事会も要望しているように支援額の増額と支援対象の拡充を国に求めるべきではありませんか。また、国や石川県が今回特例制度を設けたのは、今の国や県の制度では、住宅や生業の再建が困難だからではないでしょうか。いよいよ、京都府の地域再建被災者住宅支援事業の拡充を決断すべきではありませんか。

4月22日に開催された令和6年度第1回京都府戦略的地震防災対策推進部会地震対策専門家会議で、花折断層帯地震の被害想定の見直し結果が公表され、同結果及び能登半島地震の課題等を踏まえて、新たな防災対策を検討し、指針及びプランの改定を今年度中に行うとされました。しかし、能登地震では想定をはるかに超える断層が連動し、海底断層も動いたと言われています。そこで本府は花折断層に加え、市町村に大きな被害が想定される他の断層についても被害想定を見直す方針と聞きますが、具体的な計画の内容を示して下さい。

4月14日の「京都新聞」の社説は、「避難所運営の抜本的改善を」と題する社説で、能登半島地震の避難所の光景と台湾地震の被災者が過ごす避難所の様子や、地震多発国イタリアの避難所運営の取組を比較して、専門家らが「日本の避難所の劣悪さは深刻なレベルと口をそろえる」と指摘しています。また、6月13日のNHK「あさいち」でも、イタリアと日本の避難所運営の大きな違いを紹介していました。日本と台湾やイタリアとの最大の違いは、日本では被災者の支援を公的責任でなく自己責任にしていることです。イタリアでは発災後48時間でトイレとキッチン、ベッドを提供するいわゆる「TKB48」を法律で義務化しています。日本でも、専門家から「TKB48」の必要性が提唱されています。この点で本府の現状については、3月の予算特別委員会の危機管理部の書面審査でも議論になりましたが、理事者からは、避難所におけるトイレの確保が困難であることや、離乳食も含め食料品などの備蓄が十分でないこと、段ボールベッドは府として備蓄しておらず、必要になれば災害協定を結んでいる業者から調達するなどの現状が明らかになりました。また、土木事務所や自治体職員が減らされてきたために、避難所運営は地域の社会福祉協議会や消防分団などが担っております。

指針・プランの改定にあたっては、京都府の責任で「TKB48」を可能にする避難所運営の抜本的改善や、市町村の避難所運営の体制強化への支援を行う必要があると思いますが、いかがですか。ここまでお答えください。

**【西脇知事・答弁】** 浜田議員のご質問にお答えいたします。被災者生活再建支援制度についてでございます。

大規模な自然災害により被害を受けた被災者に対する国の被災者生活再建支援制度につきましては、市町村ごとの被災世帯、件数といった規模の要件により適用の適否が異なる場合があることなどから、これまでから機会あるごとに国に対し制度の拡充を要望してきたところでございます。最近では、昨年台風第7号による災害の発生直後や、今月に行いました国の施策及び予算に対する政策提案の機会にも、すべての被災区域を支援の対象とすることや、支給対象となる被害を床下浸水及び床上浸水まで拡充することなど、まずはすべての被災者が被災程度に応じて支援を受けられるよう、適用条件の緩和に重点を置いて、私から防災担当大臣に直接提案したところでございます。

また、地域再建被災者住宅支援事業につきましては、自然災害により府内で一定規模の住宅被害があった場合に、国の要件に合致しない地域及び世帯への支援や、要件に合致する地域等であっても国の支援額への加算を行い、地域の再建を促すものでございます。令和6年能登半島地震におきましては、国において、半島という地理的制約や高齢者の割合が著しく高いなどの実情に鑑み、従来の被災

者生活再建支援制度とは別に、地域福祉の向上を目的とした特例給付金制度を創設されたところがございます。今回、石川県におきましては、京都府の地域再建被災者住宅支援事業と類似の制度を適用されておりますが、京都府の制度は、支援の対象とする被災の程度や支援の金額など、すべての点において石川県の制度と同等以上のものとなっております。

京都府におきましては、このほかにも地域交響プロジェクト交付金などにより支援を行ってきたところがございますが、引き続き国に対する拡充要望と合わせて、今回の国や石川県の特例制度などを材料として、地域再建被災者住宅支援事業の運用について研究をしてみたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【南本危機管理監・答弁】**花折断層帯以外の地震被害想定の見直しについてでございます。京都府においては、今後の地震対策の検討を行うため、昨年度、府内最大の被害が想定される花折断層帯地震の被害想定の見直しを行ったところがございます。一方で、令和6年能登半島地震においては、道路や上下水道が寸断され、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化など、半島という地理的条件による課題が顕在化したところでありますが、南北に長い京都府におきましても、地域ごとに地震による被害の状況が異なる可能性がございます。そのため、まずは各市町村において最大被害が想定される主な断層について被害想定の見直しを行い、地域特性に応じた防災・減災対策を進めていく必要があると考えております。今後、能登半島地震の教訓や被害想定の見直し結果を踏まえ、今年度中に京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランを見直すこととしております。

次に、避難所運営の改善や体制強化の支援についてでございます。

災害発生時に被災者の生命と健康を守るためには、市町村が運営される避難所の生活環境を良好に保つことが重要であると考えております。能登半島地震においては、断水により調理前やトイレの後の手洗いができなくなり、避難所の衛生環境が悪化し、避難者の体調悪化や感染症の発生などの課題が生じたとお聞きしております。そのため、京都府ではすでに職員衛生ガイドラインの周知を行っておりますが、このほか、簡易トイレやダンボール製簡易ベッドの備蓄などについて、避難所の設置・運営主体である市町村とともに検討することとしております。

また、民間団体との協定締結など、避難所の運営体制に対する支援策について検討するとともに、防災・減災対策に着手する上で柔軟に対応可能な総合交付金の創設について、国に提案しているところがございます。今後、指針及び推進プランについて、今年度中に見直しを行い、それに基づく施策を着実に進め、市民の安心・安全を確保してみたいと考えております。

## 京都府地域再建被災者住宅支援事業の拡充を

**【浜田議員】**ご答弁ありがとうございます。まず、地震防災対策の指針及びプランの改定についてですけれども、今回想定されたマグニチュード7.5クラスの地震が1年以内に起こらないという保証はないと思うんです。ですから、花折断層以外の被害想定も含めて、スピード感を持って実施されるように、これは要望しておきたいと思っております。

2つ再質問させていただきます。

まず、京都府の地域再建被災者住宅支援事業についてですけれども、ご説明ありましたけれども、結局この制度は国の今の支援制度の足らざるところを補うという事業だと思うんです。全国知事会も本府も国に対して、国の制度の拡充を求めておられるわけですけれども、これがいつ実現するのか現

時点では目処が立っていないという状況では、本府の地域再建被災者住宅支援事業を直ちに拡充すべきではないかと思っておりますので、いつまでも研究じゃなくて、是非実施していただきたい。これはご答弁をもう1度お願いしたいと思っております。

それから避難所運営についてですけれども、確かに運営主体は市町村ですけれども、現状で言いますと、市町村や民間団体、民間企業任せになってるということが私は問題だと思っております。京都府の責任で現状をリアルに検証して、TKB48を可能にするような避難所運営の抜本的改善や、人的体制の強化を行うべきではないかと思っております。もう1度ご答弁お願いしたいと思っております。

**【西脇知事・再答弁】**住宅等の再建につきましては、個人財産に対する支援ということの中でも、災害の状況とか被害の激甚性とか、そういうのを踏まえまして随時拡充されてきました。徐々に進展してきたものと承知しておりまして、京都府の地域再建被災者住宅支援制度につきましても、これまで発生した災害に応じまして、制度を見直したところがございます。先ほども答弁しましたように、京都府の制度としては、現在石川県が運用されてます類似の制度に比べて、それを上回るものとなったという経緯がございます。従いまして、我々としましては、今の国の制度全体の拡充に対する要望をまずはしっかりとやって、その基盤の上に今回の石川県の災害の状況、それに対する制度の運用を見まして、また、実際は災害が発生した時に様々な要素が出てまいります。そうした時に中断なく、スピード感を持って制度設計できるように研究を続けてまいりたいと考えております。

**【南本危機管理監・再答弁】**避難所の環境整備についてでございます。

これまでから、京都府では発災後24時間に必要となる水や食料のほか、避難所の生活環境整備に必要な簡易トイレなどの物資を備蓄しており、発生後速やかに避難所へ提供することとしております。また、現在、京都府の備蓄数量について見直しを進めているところがございます。改めて、京都府ではトイレやキッチンなどの設備の整備も含め、避難所の運営体制のあり方などについて、現在、市町村とともに検討を進めているところがございます。

**【浜田議員・指摘要望】**被災者生活再建支援制度は、1995年の阪神・淡路大震災の時には、まだその制度さえなくて、公的支援制度が全くなくて、私の神戸の実家も全壊評価を受ける事態になりましたけれども、そういう支援が一切なかったんですね。その後10年かかりましたけれども、この被災者生活再建支援制度というのはつくられました。

その後も東日本大震災や、今回の能登半島地震など、次々地震が起こっていて、やっぱりこの制度では十分に生活や生業が再建できないということで、その拡充を求める声が広がってるんだと思います。従って、今回もこの能登半島地震の教訓を踏まえて拡充を強く求めたいと思っておりますし、避難所運営の抜本的な改善などの地震防災対策の指針及びプランの改定も、この能登半島地震の教訓をしっかりと生かして進めていただきたいということを要望しまして、次の質問に移りたいと思っております。

## 教員の長時間労働抑制のため残業代支給を

**【浜田議員】**次に、待ったなしの教職員の働き方改革についてお聞きをいたします。

京都府教育委員会が府内公立校の教員を対象に2023年度に実施した勤務実態調査によりますと、1カ月あたりの残業時間は中学校で82時間56分で「過労死ライン」とされる80時間を超え、小学校でも

68時間で、府教委が目標とする45時間以内を大きく上回っていました。そういうもとので、2023年度の教員の退職者は199人で、うち、20歳代と30歳代の若い教員の退職が93人と5割近くをしめています。学校はブラック職場とのイメージが定着をし、教員志望者の減少傾向が加速し、教員不足が深刻で、2023年度は4月の新年度開始時点21人、12月1日時点で45人の講師未配置という事態も起こっています。教員の働き方改革は待ったなしです。

そういうなかで、公立学校の教員の長時間労働の解消について議論してきた中央教育審議会（中教審）の特別部会は5月13日に、「審議まとめ」を大筋で了承しました。教員を労働基準法の残業規制の対象外とし長時間労働を野放しにしてきた教職員給与特別措置法、いわゆる給特法による「残業代不支給制度」には手をつけないうまま、月給の4%を一律に支給している教職調整額の10%以上への引き上げを求めました。また、教員不足については、基礎定数を改善することではなく、加配を増やすことで対応するとしています。この「審議まとめ」に対して、4月30日の京都新聞の社説は、『働かせ放題』枠組みなくせ」と題する社説で、「こんな小手先の対策では、教育現場の疲弊は改善されまい」と批判しています。教育現場からは、「人が増えない限り、働き方はこのままだ」「調整額が10%になったら、もっと働けと言われるんじゃないか」「長時間労働がなくならなければ、子どもたちに寄り添える教育現場にならない」など批判の声が上がっています。

「定額働かせ放題」のこの給特法を改正して、時間外勤務手当が支給できる仕組みをつくり、時間外労働を抑制すべきではありませんか。教育長の認識をお聞きします。

## 教員不足解消のため教員増と再任用・会任職員の処遇改善を

**【浜田議員】**教育現場の人手不足への対応策として、普通免許を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て与えられる臨時免許や、社会的経験を有する者に教育職員検定を経て与えられる特別免許の教員の配置が行われてきましたが、京田辺市の小学校では、自治体と連携して、教員免許の有無にかかわらず、臨時免許や特別免許を持つ教員を学校現場に配置する事業を行っている、Teach For JapanというNPO法人から派遣された教員免許を持たない者に臨時免許を与えて担任まで任せています。現場では、具体的な教科指導の中で様々な課題があり、非常勤の講師がクラスをサポートしているそうです。これは、臨時免許の乱用ではありませんか。臨時免許や特別免許の乱用は、すでに教育の質の低下をもたらしていると指摘をされています。

教員不足は、教員を増やすことによってこそ解決すべきであり、臨時免許や特別免許の活用を主な対策にするべきではないと思いますが、いかがですか。

また、人手不足対策として、元教員らの再任用職員や会計年度任用職員が増えていますが、「正規職員と同じ仕事をしているのに、安い給料で便利使いされている」など不満の声があがっています。報酬の引き上げや有給休暇の拡充など、再任用職員や会計年度任用職員の処遇を改善すべきではありませんか。

## 大阪・関西万博への子ども動員は中止を

**【浜田議員】**最後に、大阪・関西万博に公費で子どもを動員しようとしている問題についてお聞きします。そもそも、大阪・関西万博は、夢洲へのカジノ誘致と一体に多額の税金を投入することに反対の声が多く寄せられ、経費膨張による多額の国民負担や各国のパビリオン建設の撤退や遅れなども

次々明らかになり、矛盾が深まっています。ところが、万博の入場者目標である2820万人の達成のために、近畿各府県が学校行事を利用しようとしています。京都府も今年度当初予算で府内全ての小・中学校、高校、支援学校の児童・生徒約25万人を対象に1人1回参加できるチケット代として3億3400万円を計上しました。府教育委員会は、市町村教育委員会を通じて「夏までに予算がついている状況を説明し、各学校で検討されるよう案内する」としています。本来、教育課程の編成は、各学校に委ねられており、学校行事は各学校が自主的に決めるべきものなのに、万博に合わせて来年度の学校行事の見直しが迫られることとなります。

その上、万博会場である夢洲でメタンガスによる大規模な爆発事故が発生し、児童生徒の保護者や教職員に「こんな状況で子どもを連れていくなど無責任ではないか」と大きな不安を与えています。爆発事故が起こったエリアは学校行事で訪れる子どもたちがバスの乗り降りをする交通ターミナル、エントランス広場が含まれるエリアであり、子どもたちの安全の確保にとって看過できない事故です。しかも、この事故を受けて、地表付近の作業用の地下空間の測定データ（昨年7月～今年3月）を調べた日本国際博覧会協会は、5月30日に、会場内にあるパビリオンワールド工区の4地点で、メタンガスが1～3月に1回ずつ検出されていたと発表しました。そもそも夢洲は廃棄物の処分場で地中からは可燃性ガスが常に出ている危険な場所で、夢洲で開催される以上、容易に解決できるものではなく、再び同様の事故が起こる可能性は否定できません。

また、夢洲は軟弱地盤で災害に弱い上に、アクセスルートは2つしかなく、大変な混雑が予想され、災害時は避難が困難です。ピーク時には1日1万4千人の児童生徒が入場するにも関わらず、2千名収容の予約制団体休憩所以外に屋根のある休憩所が無い、バス乗降場から西ゲート間は1kmほどを約30分間徒歩移動するけれども歩道には屋根が無いなどの問題もあります。

まさに問題山積のこの万博へ、子どもを動員する事業は中止すべきと思いますが、少なくとも万博への子どもたちの参加は強制するべきではなく、市町村教育委員会や各学校の自主的判断にまかせるべきではありませんか。お答えください。

**【前川教育長・答弁】** 浜田議員のご質問にお答えいたします。教職員の働き方改革についてでございます。

教員の職務は、日々変化する目の前の子どもたちへの臨機応変な対応が必要な中、自発性、裁量性に委ねる部分が大きく、その特殊性等から、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇とするため、教育職員の給与等を定めた特別措置法により、教職調整額が支給されているところでございます。5月に中央教育審議会の特別部会から提出された審議の「まとめ」においては「教員の職務の特殊性については現在も変わるものではないため、時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うより、むしろ、様々な他の施策と一体的に教員の時間外在校時間の縮減を目指すことが適当である」とされております。この「まとめ」においては、時間外勤務手当だけでなく、教員を取り巻く環境の充実等に向け、学校における働き方改革のさらなる加速化、教師の処遇改善、及び学校の指導運営体制の充実を一体的に推進することが大きな趣旨であります。府教育委員会といたしましては、この「まとめ」にある総合的な改革が着実に進むよう国に対して求めますとともに、教員が勤務しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、教員不足への対応と臨時免許状、特別免許状の活用についてでございます。議員ご紹介の京田辺市の小学校につきましては、他の自治体においても連携実績のあるNPO法人と連携し、臨時免許を発行して、3名の方を任用したところでございます。このNPO法人では、民間企業での経験などを

有し、教員免許の有無にかかわらず、教育をより良くしたいと考える多様な人材を選考し、資質能力の研修を行った上で2年間学校へ送り出す取り組みを実施しており、これまで全国で200名を超える方が学校に赴任しております。京都府では、この取り組みを活用し、人材の確保を図るとともに、様々な経験を有する方を任用することにより、教育の多様化への対応や学校の活性化を図るものでございます。また、教員採用試験において、高い専門性を有する社会人を対象としたスペシャリスト特別選考等を実施しておりますが、民間企業での勤務経験や国際大会の出場経験のある方などに特別免許状を発行し、その専門性をいかした教育活動を実施していただいております。臨時免許状や特別免許状につきましては、府教育委員会が教育職員免許法に基づき、人物や学力等を検定し授与しているものであり、地域の人材や多様な専門分野での経験を持つ社会人が学校現場で活躍できるよう、これらの取り組みを通じて、優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、再任用職員や会計年度任用職員の方々は日々学校現場で教育活動に取り組んでいただいておりますが、給与等の処分については、地方公務員法に基づき、人事委員会勧告等を踏まえて決定されているものであり、この制度の中で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、学校現場における大阪・関西万博の活用についてでございます。万博は、生涯でも1度あるかないかのイベントであり、多様な国の文化に触れ、国際理解を深めるとともに、未来社会について考えることができる貴重な機会でございます。もとより、校外行事の内容や行先等については各学校長の主体的な判断により決定されるものでございますが、万博での体験を教育に結びつけることにより、より深く子どもたちが今後の人生のテーマを考えるきっかけにもなるのではないかと考えております。府教育委員会といたしましては、各学校等に対しまして、例えば観光や国際理解をテーマにした学習など、万博の活用方法を例示するなど、関係部局とも連携し、万博が絶好の学びの場となるよう、学校が参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

## 教育の質を守るため、教員の業務量に見合った基礎定数増こそ必要

**【浜田議員・再質問】** まず、万博への子どもの動員の問題についてですけれども、学校の主体的判断でということは答弁されましたけれども、やっぱり子どもたちを危険にさらして責任を学校に押し付けるような万博への強制動員は、やっぱりやめるべきだということを指摘しておきたいと思っております。

そのうえで、2点、再質問をいたします。まず、今回の中教審の「まとめ」についてですけれども、これ、結局ですね、財務省の意向を受けた自民党案を丸飲みをしたものになってるんじゃないかと思っております。残業手当を全額支給するためには1兆円程度が必要だそうです。けれども、教職調整額を4パーセントから10パーセントに引き上げるには2000億円程度でできるということで、財務省はかなり強烈にこちらを推したということを知っております。しかし、残業手当を支払わずに調整額を少し引き上げるというやり方では、長時間労働は是正はされず、教員のなり手がさらに減り、教育の質の低下にも直結するのではないかと思います。ですから、国に対して、この給特法を抜本的に改正するようにはぜひ要望していただきたいと思っておりますが、もう1度ご答弁をお願いします。

それから、長時間労働は是正をするために本府もいろんな努力をされてきたと思っております。部活動の縮小だとか、運動会の定例行事の見直しだとか、事務作業を担う業務支援員の配置だとか、そういう業務を減らす取り組みも行われていますが、授業の準備など教育活動の根幹を担う業務に関しては効率化には限度があります。また、授業時間を減らす動きもありますけれども、教える中身を減らさずに授業時間だけを減らしても、子どもが置き去りにされてしまいます。そういう現状のもとで、人手

不足を補うために、今回のような臨時教員だとか特別教員をですね、活用せざるを得なくなっているというのが現場の実態だと思うんです。しかし、こういうことを乱用するのが、本筋ではないと思います。やっぱり教員を増やすということが、長時間労働を解消して教員不足を解決する抜本的な対策だと思いますので、臨時免許や特別免許の乱用を改めて、正規職員採用増に直結する基礎定数増こそ行うべきではないかという風に思いますが、ご答弁をお願いします。

**【前川教育長・再答弁】** 浜田議員の再質問にお答えいたします。給特法についてでございますが、国が所管している事項ではございますが、5月に中央教育審議会の特別部会が提出されました審議の「まとめ」では、「教師の職務と勤務対応の特殊性を踏まえれば、勤務時間の内外を包括的に評価し、その処遇として教職調整額を本給相当として支給するという仕組みは、現在においても合理性を有している」とされたところでございます。各分野の専門家が熟慮された結果であるというふうに理解しておりますし、議員ご指摘のように、時間外勤務手当を支給することが働き方改革、勤務時間の縮減につながるとは考えておりません。また、教職調整額を上げたことによって時間外勤務が減るとも考えておりません。今回の中教審のまとめは、包括的に教職員の処遇改善と働き方改革、そして意欲向上を目指したものでありまして、1つをとって時間外勤務が削減されるというふうには受け取っておりません。

次に臨時免許状についてでございますが、もちろん臨時免許状や特別免許状を乱発するつもりはございません。教員を増やす、その増やし方でございますが、基礎定数を増やす、これは例えば1クラスの生徒の定員を減らして基礎定数を増やすということもあれば、今議員ご指摘の、質問にもありましたが、若手の教員はやはり経験の浅い中で1年目から担任をしなければならない、こういった現状の中で時間外勤務が増えているということもございます。例えば、1年目の教員に対してですね、担任を一定期間外せるようなチーム担任制ですとか、そういったものを導入するための教員定数の改善、こういったものも考えられるというふうに思っております。ですから、臨時免許状や特別免許状を乱発するのではなく、あくまでも多様な教育観に基づいて課題解決のために導入しているものであって、人手不足の解消の切り札というふうには受け取っておりません。

## 命と健康を守るためにPFAS規制と対策を抜本的に強化を

**【水谷議員】** 日本共産党の水谷修です。一般質問を行います。

有機フッ素化合物PFASについてです。米国環境保護局は本年4月10日、飲料水におけるPFAS含有基準について、PFOS・PFOAは、それぞれ4ng/L。PFHxSなど3つは10ng/Lとしました。公共水道システムに3年以内のPFAS量測定と公開を求め、基準超過の場合、5年以内の削減対応が必要になります。汚染源を特定し、水道施設で、粒状活性炭、イオン交換などの処理法が必要になります。米国はPFAS規制強化に大きく踏み出しました。

欧米などが規制強化する一方で、日本は極端に遅れています。

EUのPFAS規制強化案へのパブリックコメントに対し、日本の企業や業界団体からのコメントが集中しました。6カ月間の期間中に届いたコメント5642件のうち、約2割の942件が非EUの日本からで、いずれも「規制案」に強く反対する内容でした。PFAS規制対策の業界団体「日本フルオロケミカルプロダクト協議会」が2021年3月に設立され、同協議会が組織的に動いたからです。同協議会のメンバーは、AGC、関東電化工業、クレハ、セントラル硝子、ダイキン工業、三井・ケマーズフロプロダクツなどで、日本化学工業協会との連携を謳っています。これらがPFAS規制強化に物申していると指摘されています。

PFOAの製造・販売が禁止される「第一種特定化学物質」への指定スケジュールが半年以上延期された際、審議会開催の3週間前にダイキン工業側に連絡された事実も明らかになっています。

お伺いします。健康被害を未然に防止するための予防原則の立場で命と安全を守る安全対策に転換すべきです。命と健康を守るためにPFAS規制と対策を抜本的に強化するよう国に求めるべきですがいかがですか。

2月議会の代表質問への答弁で、知事は綾部の案件について「国立環境研究所の方からは当該事業所を対象に原因追求とか改善対策の検討を個別に取り組みたいとの提案がありました。国と協力して発生源対策に取り組みたい」と答弁されました。しかしながら効果的な発生源対策が取り組まれておらず、土壌や農業用水で高濃度検出が相次ぎ、住民は不安でたまりません。

そこでお伺いします。綾部市の事業所に立入検査が入った案件について、国立環境研究所は、活性炭など講じた対策が効いていない原因についてどう判断し、対策についてどう指導したのか。また廃棄物処分場にどれだけのPFASが処分されているのか、事業者にはPFAS含有廃棄物の処分量、搬入元を明らかにさせるとともに、完全に漏出しないようにさせるべきですが、いかがでしょうか。

全国で米軍や自衛隊の周辺での汚染が明らかになっています。

2022年7月に公表した「自衛隊施設における泡消火設備専用水槽水質調査結果」によれば、宇治駐屯地の特殊泡消火器の水槽で870万ng/lを検出。実に暫定目標値の17万4千倍です。しかし、防衛省は宇治駐屯地の水槽水の量や薬剤の累積使用量は公表していません。京都府が念のために周辺の民間井戸を調査したところ、63～66ng/lと、暫定基準値を超過していました。また、隣接している宇治市の宇治浄水場では、井戸の揚水と宇治川の伏流水をブレンドした混合水を着水井で調査したところ49ng/lでした。

祝園分屯地の直近である精華町の柘榴浄水場の原水で60ng/lと暫定基準値を超過したため取水を中止しています。同じく北稲浄水場の原水でも41ng/lが検出されていました。

東広島市では、アメリカ軍の弾薬庫に近い井戸から国の暫定目標値の最大300倍のPFASが検出

され、瀬野川水系で3月14日に調査したところ、2地点で暫定目標値の30倍と72倍の濃度でした。一方で、弾薬庫の上流では検出されておらず、弾薬庫由来の可能性が高いことから、市が防衛省を通じて米軍に調査と対策を要請しました。沖縄でも同様に弾薬庫下流で汚染が明らかになっています。

そこでお伺いします。宇治駐屯地は泡消火器水槽水は濃度のみの公表であり、過去の使用量、回収量も明らかにするとともに、自衛隊が隣接する民間井戸や水道に汚染を広げている原因者である蓋然性が高く、自衛隊の土壌や周囲の水質調査・公表を求めるべきです。

全国の米軍や自衛隊の弾薬庫の周囲で汚染が広がっています。祝園分屯地の周囲で水道原水の汚染が明確になっており、水質や土壌の調査、公表を求めるべきです。

舞鶴の海上自衛隊の泡消火器の薬剤等は、令和3年実施の調査で公表漏れがあり、令和5年の再調査で5020リットルも見つかりました。これまでの使用量と回収量、実情を調査・公表するとともに、海などでの影響も調べるべきです。これら宇治・祝園・舞鶴の自衛隊と周囲の汚染について、調査と公表を求めるとともに、自衛隊施設に京都府が立ち入り調査を行うべきですが、いかがですか。

さらに、京都府に部局横断のPFAS対策本部を設置し、自衛隊や廃棄物処分場等に立ち入って原因調査と対策を求め、当該自治体を支援するとともに、農用水や土壌の調査と公表、農産物調査への支援を行うべきですが、いかがでしょうか。

**【西脇知事・答弁】** PFASの対策についてでございます。PFASにつきまして、現在、国の専門家会議等において国内外の最新の科学的知見等の収集評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づき、環境中への流出防止の徹底や、水質の暫定目標値の取り扱いの検討などの議論が進められています。

京都府におきましては、最新の科学的知見を集約し健康への影響を明確にすること、土壌等にかかるPFASの測定手法を確立し、評価手法の設定等について検討すること、発生源特定調査や汚染除去等の具体的な方法や風評被害が起こらないための公表の方法等を示すことなどにつきまして、国への要望を行っているところでございます。

また、綾部市の事案についてでございますが、国立環境研究所は個別事業者への指導を行う機関ではございませんが、昨年10月に京都府が同研究所を訪問して得た助言に基づき、京都府から事業者に対し排水中の濃度低減に向け、活性炭の交換頻度を上げることなどの技術的助言を行ったところでございます。

さらに、京都府からの要請により本年3月には同研究所の現地調査が実現したところであり、現在同研究所において効果的な水処理方法も含め検討が進められていると伺っております。PFAS含有物の搬入量や搬入元につきましては、京都府において任意ではありますが聞き取り調査を行ったところ、事業者からは「搬入物PFASが含まれているのか把握できない」とのことでありました。

尚、関係法令においてPFAS含有の有無を把握・記録・保存する義務はなく、事業者に明示させる権限もないところでございます。

PFASにつきましては、科学的根拠に基づいた対策が取れないことが課題であり、引き続き国に対して統一的な対応策について強く求めますとともに、関係機関と連携しながら住民の皆様の健康被害の防止を最優先に考え、適切に対応してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係者から答弁させていただきます。

**【岡本政策環境部長・答弁】** 自衛隊施設の周辺への対応についてでございます。宇治駐屯地につま

しては、防衛省から高濃度のPFAS含有水槽水を保管していたことが令和4年7月に公表されましたが、京都府において同月に防衛省に対し聞き取り調査を行ったところ、「泡消火設備専用水槽は適切に管理されていた」「訓練時の泡消火剤の使用実績はなかった」との回答がありました。

また、祝園分屯地においては泡消火薬剤の保管はなかったことが、令和5年10月に防衛省から公表されているところでございます。

舞鶴基地におきましては、新たに5020リットルの泡消火剤の保管があったことが防衛省から当日に公表されましたが、京都府において令和6年6月に防衛省に対し聞き取りを行ったところ「泡消火剤は適切に保管・管理されている」「現在、適正処分に向け取り組みが進められている」との回答がありました。こうしたことから、京都府における立ち入り調査現在や、自衛隊敷地内や周辺地域の環境調査を求める必要はないと考えております。

次にPFAS対策本部の設置についてでございます。

京都府ではこの間、環境、農林水産、水道などの関係部局及び関係市町村が、迅速かつ緊密に連携し発生源と推察される事業者への環境負荷低減対策の指導、水道原水の浄化技術に関する市町村への技術的助言、農業関係者への説明や問い合わせ対応し、市町村主催の住民説明会への立ち合いなどを行っており、十分に機能していると考えております。

農業用水や土壌、農産物につきましては、対策実施のための指針がないところですが、現在、農林水産省が農地、土壌、農業用水からのPFAS移行性の解明にかかる調査を全国レベルで実施しており、京都府においても綾部市で調査が行われているところです。京都府では現地の希望をお聞きした上で、国の調査を受け入れ、農作物や土壌の検査方法や評価方法の早期確立に向けて協力を行っております。今後も引き続き関係部局が連携して、必要に応じて国の技術的支援も仰ぎながら、市町村支援や事業上指導、情報収集などについてしっかりと対応してまいります。

**【水谷議員・再質問及び要望】**知事から評価手法の設定や発生源特定の方法や汚染除去方法、責任のあり方や総合的な対策を国に求めているという趣旨の答弁がありましたけれども、発生源特定は河川であれば上流に遡る、地下水であれば周辺を頻回で調べるといった確率された手法が他の物質でやってきました。PFASも調査をきちんとするべきだと要望をしておきます。

再質問しますが、綾部の案件で、交換頻度を上げて活性炭をさらにやっているということですが、活性炭が効かなかったのはなぜでしょうか。これは、国立環境研究所はどのようにしているのでしょうか。ご説明いただきたいと思っております。PFAS含有の排出水が活性炭を設置した施設を通過しなかったのではないのでしょうか。ご説明いただきたいと思っております。

2つ目の再質問は、PFASはそもそも自然界にはありません。宇治駐屯地や祝園分屯地の周囲に製造工場や産廃処分場もない。自衛隊基地から、PFASが漏出している蓋然性があるのではないのですか。なぜ立ち入らないのですか。自衛隊も例外とせず、きちんと立ち入るべきですが、再答弁を求めます。

**【西脇知事・再答弁】**綾部市での事業所における活性炭投入の効果等でございます。昨年の8月23日に事業所排出のPFAS検査の結果、49000 ng/Lでございましたが、事業所への活性炭の交換をした後の9月20日の検査では36000 ng/Lで若干の低下がみられました。一方国河川の方では、8月23日下流の基準点で227 ng/Lであったものが、9月25日の再検査で21 ng/Lと低下をして暫定の指定値は下回ったということでございます。ただ、現在、国立環境研究所におけるの現地調査につきましては、

現地調査を踏まえて研究所の方で効果的な対策について検討中でありまして、それにつきましては引き続き研究所に対しましてその時の調査結果、そしてまたそれを踏まえた効果的な対策につきまして合わせて指導を受けてまいりたいと考えております。

**【政策環境部長・再答弁】** 基地への立ち入り調査のことをごさいます。令和2年6月に国から出されております「PFOA及びPFOSの対応の手引き」では、一定の範囲内において特定の原因になることが疑われ、かつ継続性があると判断される場合は必要に応じて排出源の特定のための調査等を実施するよう定められております。先ほどの答弁と重複しますが、聞き取り調査の結果を踏まえて現在のところ立ち入り検査を行う予定は考えておりません。

**【水谷議員・指摘要望】** 綾部の案件は、PFAS含有の排水が河川や農業用水、地下水、土壌等にすでに漏出しているということで大変心配しておられます。施設から漏出しないよう完璧な対策を求めておきます。また、水道水を利用している府民の安全のために、水道の浄水施設への活性炭施設の設置やその財政支援を制度化するように京都府と国が対応すべきです。自衛隊についても他に発生源がなければ自然にないので、調査も含めて再度検討していただくように強く要望しておきたいと思っております。

## 舞鶴の軍事拠点化、祝園弾薬庫の増設反対 自衛隊基地強靱化中止を

**【水谷議員】** 次に京都における日米一体の大軍拡・基地強化についてです。

自公政権が、敵基地攻撃能力や継戦能力のために「スタンドオフ防衛能力」「総合防空ミサイル防衛能力」を増強することとしています。

また、「国家安全保障戦略」に基づき、全国の港湾と空港の整備を行う「公共インフラ整備」を推進。有事の際に自衛隊が展開しやすいよう、一般の港湾施設に大型艦艇も接岸できる岸壁を設け、一般の空港は輸送機や戦闘機が利用できる駐機場の整備や滑走路の延長などを計画したもので、自治体との交渉が進められていると報じられています。

「舞鶴弾薬整備補給所」の近所にお住まいの方は、「近隣住民には、弾薬庫計画も何も知らさず、基地機能を強化していくとは、まるで戦前のようだ」とおっしゃっておられました。舞鶴では終戦直前の1945年7月29日。舞鶴海軍工廠に大型爆弾が投下され、動員されていた学徒19人を含む97人が犠牲となり、翌30日には、舞鶴港に停泊中の艦船が攻撃を受け、この2日間だけで約200人が死亡。宮津での攻撃で駆逐艦乗組員100人以上、市民15人が死亡。伊根湾で潜水母艦も空襲を受け、戦死者105人、負傷者約100人でした。再び京都を戦場・標的にさせてはならないと思っております。

そこでお伺いします。国が「スタンドオフ防衛能力」「総合防空ミサイル防衛能力」を持つため、舞鶴の基地を増強しています、本年5月25日最新鋭のステルス護衛艦やはぎが配備され、さらに所属するイージス艦2隻への「トマホーク」の搭載、弾薬庫3棟程度の整備、報復攻撃を想定した舞鶴総監部の地下化が計画されています。舞鶴を再び軍事拠点、戦場にするものであり、反対すべきですがいかがでしょうか。また、「自衛隊が展開しやすいように、一般の港湾施設に大型艦艇も接岸できる岸壁を設ける」としているが、京都府との協議はどうなっているのか、ご説明ください。

祝園分屯地について、今年度102億円を投じ、現在10棟ある火薬庫を8棟増やし、陸海共用にして「一二式地对艦誘導弾能力向上型」ミサイルや、舞鶴のイージス艦に載せるトマホークを備蓄するも

のとみられています。

ウクライナに侵攻したロシアが弾薬庫を真っ先に攻撃しました。また、予測震度7の奈良盆地東縁断層帯の真上でもあり、危険性が危惧されます。

どれぐらいの量のどんなミサイルが置かれるのかも明らかにしていない中で、この3月20日、住民の皆さんが雨の中200人以上が参加して「ミサイル弾薬庫問題を考える住民ネットワーク」を発足されました。「ここが標的になれば被害者になる」「戦争がすぐそこまできている」と不安と心配に苛まれているのです。

祝園弾薬庫について、精華町が防衛省と陸上自衛隊が協議した際、町の要望及びその回答内容を1960年2月26日付けで確認書として交わしています。「弾薬の貯蔵量の基準を定め増加する場合、事前に町側と協議の上決定することを確約されたい」という町の要望に対して、「現施設による貯蔵能力以上は貯蔵しない。増加する場合は事前に町側と協議する」と約束し文書にしているのです。国は約束を守るべきです。

隣接する府立大学は、京都民報社の取材に対し、説明を受けていない旨答えています。住民の皆さんがせめて「住民説明会を開いてほしい」と切望されています。さこ議員の代表質問への答弁で知事は「国におきまして 国民に対する丁寧な説明」「がなされるべき」とおっしゃいました。

そこでお伺いします。防衛省は敵基地攻撃能力や継戦能力を持つため、長射程ミサイルを大量に購入し、その備蓄のため今年度、祝園分屯地の弾薬庫について大增設することとしています。国における調査も終わっているようですが、京都府はどのような説明を受けたのですか。周辺住民はこれらの説明するよう求めており、また、府立大学の施設や学生教職員の安全についても懸念があるので、住民や府立大学に説明するよう国に求めるべきですがいかがでしょうか。

核爆発に伴う「電磁パルス」にも耐えられるよう、基地司令部の地下化や壁の強化などを進めるため、防衛省は「自衛隊施設の強靱化について自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務（その10）」を昨年7月9億4930万円で発注しました。

お伺いします。京都府で、宇治市、京丹後市、京都市南区、精華町、舞鶴市、福知山市を対象とした自衛隊基地強靱化マスタープラン作成と強靱化をすすめています。基地と多くの市街地を含む基地周辺が戦場になることを前提にしたものであり、国に中止を求めるべきですが、いかがでしょうか。また国と京都府の協議内容を説明してください。

**【吉井総務部長・答弁】**防衛力の強化についてでございます。まず舞鶴地区の自衛隊基地に関してですが、近畿中部防衛局からは火薬庫3棟程度を整備するための調査検討、舞鶴地方総監部の庁舎の耐震強度不足による建て替えにかかる設計などを進めているところと伺っております。

また国におきましては、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊、海上保安庁が必要とする空港、港湾を平素から円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みが創設され、確認ができた空港、港湾については特定利用空港港湾とされることになったと承知しておりまして、本年4月1日の「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」におきまして、国内各地の5つの空港と11の港湾がこの特定利用空港港湾とされましたけれども、京都府内の港湾は対象となってございません。従いまして これまでこの特定利用空港港湾に関しまして、国と京都府との間において協議や調整は行われていないところでございます。

また自衛隊施設のマスタープランについてでございますが、自衛隊施設の老朽化が進んでいることなどを受けまして、施設の最適化を図るため、駐屯地、基地などが保有している建物やライフライン

などについて、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置、集約化などを含んだマスタープランを作成することとされたことと承知をしております。これは全国の自衛隊施設が対象であり、近畿中部防衛局からは、府内の自衛隊施設に関する最適化事業の概要につきまして情報提供を受けております。いずれにいたしましても防衛力の強化や自衛隊施設のあり方につきましては、我が国の安全保障に関わる国の専権事項であり、国において国民に対する丁寧な説明と、適切な判断がなされるべきものと考えております。

次に陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫整備についてでございます。

国におきましては、防衛力の抜本的強化の一環として火薬庫の整備を進められており、祝園分屯地につきましても、火薬庫の増設が予定されているものと承知をしております。近畿中部防衛局の説明では、令和5年9月から令和6年3月にかけて、陸上自衛隊祝園分屯地が火薬庫などの増設の適地かどうかを判断するため、測量及び土質調査を実施し、その調査の結果、必要な地積、火薬類取締法に基づく必要な保安距離及び必要な地盤強度を確保できることが確認され、現在さらに詳細に検討するための基本検討業務を令和6年4月から実施しているところと伺っております。

近畿中部防衛局に対しましては、今回の火薬庫の整備を含む府内で進められる防衛施設の整備にあたっては、その内容や地域への影響を住民に説明するよう求めており、これに対して近畿中部防衛局からは、陸上自衛隊祝園分屯地の火薬庫整備については、関係自治体に適切に情報提供しており、今後、施設の整備を進めていくにあたっては、関係自治体と調整を行いながら、引き続き様々な形で情報提供を行っていく。

今後工事計画が具体化してきた際には、具体的な工事内容について説明会の開催を含め、近隣地区住民への説明を行うことを検討していくと伺っております。今後とも、住民の疑問や不安を解消するよう丁寧な対応を求めていきたいと考えております。

**【水谷議員・指摘要望】** 祝園については計画が決まったら説明をするという話で進んでいるということですが、府からも強く要望しているように、国民に対して丁寧な説明をするべきだということですから、物事が決まる前に計画段階で、つまり今の時点できちんと住民に説明をするというのが出発点の当たり前のことですので、強くこの点については求めておきたいと思っております。

そして舞鶴や祝園などで弾薬庫が大増強されます。国際人道法、ジュネーブ条約第1追加議定書48条ならびに58条には、文民たる住民と軍事目標を区別するべきものとされています。つまり「人口の集中している地域から離れた場所に設置するよう努力しなければならない」「例えば兵舎や軍用装備、弾薬の貯蔵庫は町の中心に建てるべきではない」と外務省のホームページでも赤十字の逐条解釈を引用して述べています。住民の多くいる近くでこうしたものが作られないように、きちんとするべきだと思っております。

また専権事項だと繰り返されますが、京都府での軍事拠点化、基地強化をこれは容認するものだと云々を言えません。軍事に軍事で対抗するならば、不信と恐怖の悪循環に陥り、戦争への危険を作り出すこととなります。外交の可能性をとことん追求して、ASEANと協力して憲法9条を生かして、東アジアの規模で平和の地域協力の枠組みを発展させる。このことこそ大切だということを強く指摘しておきたいと思っております。さらに様々な基地強化が進行しています。京都でもたくさん戦中あるいは朝鮮戦争の時代に出撃拠点になったり被害を受けています。再び戦火で命が奪われることがないように強く求めて私の質問を終わりたいと思っております。

《他党派の一般質問項目》

6月17日

**北川剛司議員（維国・京田辺市及び綴喜郡）**

- 1 ジェンダーギャップの課題について
- 2 農業所得の課題について
- 3 児童・生徒の読解力の課題について

**能勢昌博議員（自民・長岡京市及び乙訓郡）**

- 1 共生型福祉施設の整備について
- 2 京都府立医科大学附属病院について
- 3 府道整備について

**秋田公司議員（自民・京都市南区）**

- 1 人口減少社会を踏まえた京都産業の未来について
- 2 自然災害への備えについて
- 3 体感治安の改善について

**小原舞議員（府民・舞鶴市）**

- 1 地域の歴史・伝統・文化の伝承について
- 2 災害対策と国民保護について

6月18日

**大澤彰久議員（自民・京都市山科区）**

- 1 京都府における半導体産業振興への取組について
- 2 京都府における災害時のトイレ対策について

**山口勝議員（公明・京都市伏見区）**

- 1 障がい者の就労支援について
- 2 教員を取り巻く環境整備について

**藤山裕紀子議員（自民・宇治市及び久世郡）**

- 1 職員の人材育成について
- 2 インターンシップ制度について
- 3 危機管理体制のさらなる充実について

**筆保祥一議員（維国・木津川市／相楽郡）**

- 1 過去の事例を踏まえた土砂災害防止に対する

取組について

- 2 障害者雇用の取組について

6月27日

**森口亨議員（自民・京丹後市）**

- 1 半島の防災と強靱化について
- 2 持続可能な公共交通について
- 3 京都府ブランド水産物について

**楠岡誠広議員（維国・宇治市／久世郡）**

- 1 京都府スマート社会推進計画と「京都省エネポイント」等 DX 施策について
- 2 就職氷河期世代の支援について

**小巻久美議員（自民・京都市下京区）**

- 1 商店街の振興について
- 2 SNS 型投資・ロマンス詐欺対策について
- 3 自殺対策について